

管理職による税及び料金等の滞納整理実施について

目 的

地方財政が非常に厳しい状況にある中、収入確保に向けた一層の努力が求められています。また、平成19年度からの国税から地方税への税源移譲等を通じて、地方税の重要性が増して行くのに伴い、その厳正、公平な執行がこれまで以上に必要となります。

このため、地方税・料金等の徴収率の向上を図ることや滞納を防止して市民の皆さんの納税・納入についての不公平感を払拭することが、ますます重要な課題となっています。

このことから、今回、市税及び料金等の徴収率向上特別対策として、管理職及び税務職員による臨戸訪問を実施する。

< 参考 >

平成17年度市町税主要税目の徴収実績・・・別 紙

実施時期

平成18年12月1日から12月28日（滞納整理強化月間）
（事前折衝期間として11月1日から11月30日の間 税務課による臨戸訪問、電話催告、督促告書の送付を実施）

実施方法

- ・ 班編成・・・別 紙
- ・ 対象税目・・・市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、
- ・ 対象料金・・・下水道受益者負担金、保育園保育料、介護保険料、住宅使用料、駐車場使用料、
- ・ 対象者・・・約200件（平成17、18年度のみ滞納者及び悪質滞納者）

その他

- ・ 実施内容のPR・・・記者報道